

## 保育所保育指針素案「中間報告」についての提案

～8月23日検討委員会におけるヒアリング及びヒアリングの検討会結果後のワーキング・主査の会での検討を経て改めて第4章「保育の計画及び評価」等についての提案～

保育所保育指針改定検討会

座長 大場 幸夫

8月23日に行われたヒアリングにおいて、中間報告につきまして、様々な意見が出されました。公開でのヒアリング後行いました検討会において、特に、「保育計画」に関連して複数の意見が述べられたことについて意見交換をいたしました。その結果、検討会として、「6月25日の検討会（公開）で第4章指針案の説明の折り、資料として出された、『保育課程（指針案作成の過程で検討された事項）』が取り上げられたことを改めて検討し、現行指針の「保育計画」を「保育課程」とすることについて概ねよいであろうということ、終了いたしました。終了にあたって、保育の基本に関わる重要な変更となる事項であるので、解説書案作成の4章・7章担当ワーキンググループでの検討をもとに、主査の会で検討を重ね、結論を出していくということが確認されました。

8月23日以降、5つのワーキンググループでの作業が回を重ねながら進められております。また、それぞれのワーキンググループでの検討内容、具体的な文書等に基づき、主査の会においても検討を重ねてまいりました。11月末には、ワーキングの全体会が、また、12月には検討会が開催されるというスケジュールの中で、中間報告での素案について加筆・修正の必要な事項を「保育課程」はもちろん他の事項についても、早急に検討委員会を開催し、検討する必要がでてまいりました。

そこで、座長として、臨時の検討会開催を事務局に申し出、大変ご多忙な折りではありますが、委員の皆様にご案内いたしました次第でございます。こうした状況をご理解いただき、ご協力下さいますようお願いいたします。

参考までに8月23日のヒアリングヒアリングにおいて、保育の計画に関連して述べられた資料を以下に提示させていただきます。

◎・・・「基本保育計画」としてもよいですし、検討会で出されていたように「保育課程」という新しい用語を用いるのもよいのではないかと思います。なじみの薄い言葉ですが、幼稚園教育要領の「教育課程」とも照応しますし、新しく関心を喚起する意義もある・・・

◎・・・現場において各計画の目的と内容が浸透するよう、目的と内容および名称（「保育計画」「指導計画」）について改めて検討されたい・・・

◎・・・幼保とも前記の広い生活内容をも含めた考え方を採用して、「保育課程」という用語に統一すべきでしょう。また、小学校との連携も、保育所側からの資料送付のみを述べていますが、教育の連続性の見地から、日常的な小保の交流のすすめと、就学後の小学校からの報告を求める記述も必要・・・